

保 護 者 様

平成30年9月28日

大阪市教育委員会
大阪市立矢田中学校
校長 西川 祐功

河川洪水等による避難勧告等の発令があった場合の措置について

標題について、ここ数年の気象状況に鑑み、これまでの暴風警報・特別警報の臨時休業措置に加え次の内容を追加します。生徒の安全に万全を期すため、臨時休業等の措置をとることがありますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点で、河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」のいずれかが東住吉区内に発令されている場合、東住吉区内全中学校を臨時休業とします。

午前7時以降、登校するまでの間に河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」のいずれかが東住吉区内に発令された場合も東住吉区内全中学校を臨時休業とします。ただし、すでに登校している生徒がいる場合は、保護者等に連絡をし、保護者等の在宅が確認できれば、教職員等が引率等を行い下校させます。

発令段階	午前7時～始業時【東住吉区内全中学校】
【避難準備・高齢者等避難開始】	<ul style="list-style-type: none">・臨時休業措置・知らずに登校した生徒の安全確保を行います。・知らずに登校した生徒の保護者等に連絡をし、保護者等の在宅が確認できれば、教職員が引率等を行い下校させます。 (保護者等の在宅が確認できるまでは、学校に待機させます。)
【避難勧告】	<p>※学校選択制、指定外就学等で対象区域から通う生徒については個別に対応します。</p>
【避難指示】	